

袋井市議会議長交際費の支出に関する基準

1 目的

議長交際費について、支出基準を定めることにより公平かつ公正な執行を図り、市議会に対する市民の理解と信頼を深めることを目的とする。

2 基本的な考え方

議長交際費は、議会を代表して外部と公に交際をするに社会通念上必要と認められるものに対し、必要最小限の範囲において、この基準に従い支出する。

3 支出区分及び金額等

議長交際費は、次の区分に基づいて支出するものとする。

区 分	金 額 等
ア 会 費	会議、懇談会等への参加に係る経費 飲食を伴う各種団体の総会、大会、式典、祝賀会等については、原則として1人につき5,000円、総合センター、公会堂等で行われる場合については、原則として1人につき3,000円とする。ただし、会費制のものについては会費同等の額とする。
イ 祝 金	慶事及び各種行事等のお祝いに係る経費 原則10,000円を限度とする。
ウ 弔慰金	葬儀等における香典、生花などに係る経費 別紙「弔慰金支出区分等一覧表」による。
エ 義援金	病気、災害、事故等の見舞いに係る経費 他都市等への災害義援金は随時、議長判断とする。
オ 賛助・協賛金	各種大会及び事業への賛助・協賛に係る経費
カ 広告料	市政運営上必要な新聞掲載の名刺広告に係る経費
キ 渉外費	意見交換、情報収集、交渉等に係る経費 1箇所への目安は3,000円程度とする。
ク その他	市議会運営上、議長が特に必要と認める経費

4 その他の事項

この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成21年1月15日（議会運営委員会了承日）から施行する。

附 則

この基準は、平成27年2月17日（議会運営委員会了承日）から施行する。